

貸借対照表の用語解説

【資産の部】

用 語	解 説
資産の部	会計年度末（基準日）時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのか（資産保有状況）を表しており、その会計年度末の翌日から起算して1年を超えて現金化される資産、または現金化することを本来の目的としない資産である固定資産（公共資産、投資等）と、1年以内に現金化または消費される資産である流動資産に分類されます。
公共資産	公共資産は、有形固定資産と売却可能資産に分類されます。
有形固定資産	<p>行政サービスを提供するための土地や建物などの不動産、100万円以上の車輛やOA機器などの動産であり、行政目的別に以下のとおり分類されます。</p> <p>①生活インフラ・国土保全（予算科目：土木費） 道路、橋りょう、公園、公営住宅、自転車保管所、駅前整備、街路、都市下水路など</p> <p>②教育（予算科目：教育費） 小学校、中学校、幼稚園、公民館、エナジーホール（文化センター）、ムーブ21（生涯学習情報センター）、もりぐち歴史館（旧中西家住宅）、市民球場、大枝公園テニスコートなど</p> <p>③福祉（予算科目：民生費） 保育所、児童センター、老人福祉センター、わかくさ・わかすぎ園など</p> <p>④環境衛生（予算科目：衛生費） 市民保健センター、クリーンセンターなど</p> <p>⑤産業振興（予算科目：農林水産業費、労働費、商工費） 旧勤労青少年ホームなど</p> <p>⑥消防（予算科目：消防費） 耐震性貯水槽、防災備蓄倉庫、可搬式小型ポンプなど</p> <p>⑦総務（予算科目：総務費、その他） 市役所本庁舎、国際交流センター、消費生活センターなど</p>
売却可能資産	遊休資産や未利用地など、将来的に売却が可能だと思われる資産の中から地方公共団体が特定した資産。売却可能資産は固定資産税路線価などで評価し（売却可能価額）、有形固定資産か

	ら売却可能資産に振替処理します。有形固定資産として貸借対照表に計上されていた金額と売却可能価額との差額は、純資産の部の資産評価差額に計上します。
投資等	投資等は、投資及び出資金、貸付金、基金等に分類されます。
投資及び出資金	投資及び出資金は、投資及び出資金、投資損失引当金に分類されます。
①投資及び出資金	公営企業会計（水道事業会計）などへの出資金、公益法人の定款または寄附行為に係る出えん金、民間企業の株式など。
②投資損失引当金	将来発生する可能性のある投資損失の見込額であり、市場価格のない投資及び出資金の実質価額が30%以上低下した場合のその実質価額と取得原価との差額。
貸付金	地方公共団体が地域住民の福祉増進を図るための現金の貸付額であり、ここではその回収期日が到来していないものを計上します。
基金等	条例の定めるところにより設置され、特定の目的のために積み立てられた資金（特定目的基金）や特定の目的のために定額の資金を運用するために設けられた資金（定額運用基金）。
①退職手当目的基金	退職手当に充てるために積み立てられた基金。
②その他特定目的基金	愛のみのり基金、人材育成基金、緑・花基金、地域福祉推進基金、生涯学習援助基金など特定の目的のために積み立てられた基金。
③土地開発基金	公共用地を先行取得するための財源として、積み立てられた基金。
④その他定額運用基金	生計援助資金貸付基金など特定の目的のために定額の資金を運用するために設けられた基金。
⑤退職手当組合積立金	複数の地方公共団体などにより構成される退職手当組合における加入団体ごとの積立金の持分相当額を計上します。
長期延滞債権	地方税、公営住宅使用料、幼稚園・保育所保育料などの市債権の収入未済額のうち1年以上未収の額。
回収不能見込額	長期延滞債権のうち、将来回収不能となる可能性が高いと見込まれる額。当該債権に係る『不納欠損額÷（滞納繰越収入額＋不納欠損額）』の過去5年間の平均値を用いて算出。
流動資産	流動資産とは、現金及び会計年度末の翌日から起算して1年以内に現金として回収される資産です。流動資産は、現金預金、未収金に分類されます。
現金預金	現金預金は財政調整基金、減債基金、歳計現金に分類されます。

①財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整し、財政の健全な運営のために設けられた基金。不況による税収減や災害発生などの思わぬ支出に備えることができます。
②減債基金	地方債（借入金）の償還（返済）に充てるために設けられた基金。
③歳計現金	一会計年度における一切の収入または支出に係る現金のことで、当該年度の歳入と歳出の差引額（年度末の繰越残高）。 地方公共団体には、出納整理期間があるため会計年度末現在の残高を計上すると実際の決算と異なるため、便宜上、当該年度歳入決算額から当該年度歳出決算額を引いた形式収支の黒字額を計上します。赤字の場合はゼロとし、貸借対照表の流動負債の短期借入金（翌年度繰上充用金）にその赤字額の絶対値を計上します。
未収金	地方税、公営住宅使用料、幼稚園・保育所保育料などの市債権の収入未済額のうち、当該年度に発生した額。
①地方税	地方公共団体が課税権の主体である税金（法人・個人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税、市たばこ税、軽自動車税）であり、ここではその未収金に係る額を計上します。
②その他	地方税以外の幼稚園・保育所保育料、公営住宅使用料などの市債権のうち、ここではその未収金に係る額を計上します。
③回収不能見込額	未収金のうち、将来回収不能となる可能性が高いと見込まれる額。当該債権に係る『不納欠損額÷（滞納繰越収入額＋不納欠損額）』の過去5年間の平均値を用いて算出。

【負債の部】

負債の部	会計年度末（基準日）時点で、地方公共団体がどのような負債をもって資産の財源を調達しているのか（財源調達状況）を表しており、その会計年度末の翌日から起算して1年を超えて支払期限が到来する負債である固定負債と、1年以内に支払期限が到来する負債である流動負債に分類されます。
固定負債	固定負債は地方債、長期末払金、退職手当引当金、損失補償等引当金に分類されます。
地方債	地方公共団体が公共施設・設備の整備や財源不足対策等に対処するために資金調達した借入金で、その償還（返済）が一会計年度を超えて行われるものであり、ここでは翌年度の元金償還分を除いたものを計上します。

長期末払金	特定の契約等により、すでに確定している債務のうち、未だその支払が完了していないものの翌々年度以降の支払額。
①物件の購入等	PFI等の手法により整備した有形固定資産や割賦払いによる購入と同様の経済効果があると認められるリースによる物件等の引き渡しを受けたものの翌々年度以降の支払額。
②債務保証又は損失補償	地方公共団体が土地開発公社、第三セクターなどの債務保証契約または損失補償契約に基づく債務の履行を求められ、法的に支払いが確定した額。
③その他	当該年度末までに物件の引渡しを受けたもの、またはサービスの提供が行われたものの翌々年度以降の支払額。
退職手当引当金	当該年度末に、当該年度末で退職する者を除く全職員（特別職含む）が普通退職したと仮定した場合に生じる退職手当支給見込額から、翌年度に支払う予定の退職手当額を除いた額。
損失補償等引当金	第三セクター等に係る損失補償債務であって、履行額が確定していないもののうち発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な額。
流動負債	流動負債とは、その支払期限が会計年度末の翌日から起算して1年以内に到来する負債です。流動負債は翌年度償還予定地方債、短期借入金（翌年度繰上充用金）、未払金、翌年度支払予定退職手当、賞与引当金に分類されます。
翌年度償還予定地方債	地方公共団体が公共施設・設備の整備や財源不足対策等に対処するために資金調達した借入金で、その償還（返済）が一会計年度を超えて行われるものであり、ここでは翌年度の元金償還分を計上します。
短期借入金 （翌年度繰上充用金）	短期借入金とは通常、銀行からの借入金を意味しますが、ここでの短期借入金は翌年度繰上充用金をいいます。翌年度繰上充用金とは会計年度経過後に、その会計年度の歳入が歳出に不足する場合（ここでは形式収支の赤字）に、翌年度の歳入を繰り上げてその年度の歳入に充てるもので、翌年度歳入からの借入金といえます。
未払金	特定の契約等により、すでに確定している債務のうち、未だその支払が完了していないものの翌年度の支払額。
翌年度支払予定退職手当	翌年度に支払う予定の退職手当額であり、翌年度の当初予算に計上されている退職手当額（定年退職者分）。
賞与引当金	翌年度に支払う予定の期末・勤勉手当、いわゆる賞与のうち当該年度負担相当額。具体的には、翌年度支給の6月期賞与（支給対象在職期間：12/2～翌年 6/1 の6ヶ月）のうち、当該

	年度に発生したと見込まれる額（12/2～翌年3/31の4ヶ月分）。
--	-----------------------------------

【純資産の部】

純資産の部	会計年度末（基準日）時点における資産と負債の差額であり、現在までの世代が負担した部分である公共資産等整備国府補助金等、公共資産等整備一般財源等、その他一般財源等及び資産を時価評価した際の評価差額部分である資産評価差額に分類されます。
公共資産等整備国府補助金等	住民サービスを提供するための財産を取得するに当たって、国や大阪府などから受けた補助金（他団体等の資産形成などに対する補助金に充てられた補助金は除外）であり、すでに公共資産等に投下された財源として拘束されていることを表しています。公共資産の整備（用地取得費を除く）に充てられた補助金は、有形固定資産と同様に減価償却を行います。
公共資産等整備一般財源等	住民サービスを提供するための財産を取得するに当たって、国や大阪府などから受けた補助金や発行された地方債を除いた一般財源等であり、すでに公共資産等に投下された財源として拘束されていることを表しています。
その他一般財源等	資産の部の公共資産等以外の資産から公共資産等整備財源以外の負債を差し引いた一般財源等であり、公共資産等に投下された財源として拘束されていないことから、将来自由に使用できる財源となります。しかし、通常はマイナスとなることから、すでに将来の財源の一部が拘束されていることを表しています。
資産評価差額	資産の貸借対照表計上額と取得価額との差額。具体的には、売却可能資産や投資及び出資金などで時価評価する必要がある項目は、時価評価した後、帳簿価額と時価評価額との差額が生じます。また無償で資産を受贈した場合、取得価額はゼロのため、当該資産の評価額が受贈益として発生することから、これらの差額を計上します。

行政コスト計算書の用語解説

用 語	解 説
人件費	給料、諸手当、報酬、共済費など職員等を雇用することによって発生する行政コストのうち、以下の「退職手当引当金繰入等」及び「賞与引当金繰入額」に係る行政コストを除いた額を計上します。
退職手当引当金繰入等	職員等の退職に係る行政コストのうち、当該年度に負担すべき行政コスト。当該年度末退職手当引当金から前年度末退職手当引当金を控除し、当該年度退職手当を加算した額を計上します。
賞与引当金繰入額	翌年度に支払う予定の期末・勤勉手当、いわゆる賞与のうち当該年度負担相当額。翌年度支給の6月期賞与（支給対象在職期間：12/2～翌年6/1の6ヶ月）のうち、当該年度に発生したと見込まれる額（12/2～翌年3/31の4ヶ月分）を計上します。
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。具体的には、臨時職員等にかかる賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費等）、役務費（郵便料、電話使用料等）、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費などの経費。
維持補修費	地方公共団体が管理する学校、道路、公園、ごみ焼却炉などの公共施設の効用を維持するために必要な補修工事請負費などの経費。
減価償却費	土地を除く有形固定資産について、一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の資産価値の減少額。 償却方法は、有形固定資産の取得価額をその耐用年数で除した金額で計上する定額法（残存価額ゼロ）であり、償却の開始は取得した年度の翌年度からとなります。 （例）小学校の校舎を平成N年度に200百万円で建設した場合、耐用年数は50年であることから、N+1年度以降の減価償却費は4百万円（ $200 \div 50$ ）となります。
社会保障給付	社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付（生活保護、こども手当の支給、高齢者や障がい者に対する援護措置など）や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助（乳幼児に対する医療費助成など）に係る

	経費。
補助金等	市民、法人、他の地方公共団体（財産区を除く）、国などに対して、特定の目的のために交付する無償の現金的給付に係る経費であり、ここでは公共資産等整備に係る給付や他会計に対する給付は含めません。
他会計等への支出額	地方公共団体の普通会計から他会計である特別会計（公共下水道事業会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計）、公営企業会計（水道事業会計）、広域連合（くすのき広域連合）などに対する財政支援的な支出額（補助金、負担金、繰出金等の無償の支出）。
他団体への 公共資産整備補助金等	他団体（他の地方公共団体、国、外郭団体等）に対する公共資産整備のための補助金等の支出額を計上します。他団体が地方公共団体からの補助金等を財源に公共資産を整備した場合、整備された資産は地方公共団体の資産ではないため、資産として貸借対照表に計上せず、地方公共団体の費用として行政コスト計算書に計上します。
支払利息	地方債（借入金）、一時借入金（返済が一会計年度内に行われるもの）に係る利息の支払額。
回収不能見込計上額	地方公共団体が保有する債権のうち、当該年度に新たに将来の回収が見込まれなくなった金額及び実際に回収できないことが確定した金額。つまり、貸借対照表の回収不能見込額に当該年度新たに計上した長期延滞債権、未収金などの額をいいます。 〔算出方法〕 当該年度末回収不能見込額－前年度末回収不能見込額 ＋当該年度不納欠損額
その他行政コスト	上記の経常行政コストの項目に該当しない費用。具体的には、失業対策事業費や当該年度に発生した長期未払金及び未払金（ただし、資産の計上を伴うものを除く）を計上します。
使用料・手数料	使用料は、地方公共団体が設置または管理する公の施設や行政財産を特定の者に利用させることにより、その者が受けた受益の対価として実費負担的な意味で徴収するものであり、ここではその発生額を計上します。（例：テニスコート・市民球場使用料、公営住宅使用料） 手数料は、地方公共団体が特定の者のために提供する公の役務に対し、その役務の受益が特定人に限られてくることに着目して、その役務を提供するために要する経費の全部または一部を負担いただくために徴収するものであり、ここではそ

	<p>の発生額を計上します。(例：戸籍謄抄本・住民票写、納税証明の発行手数料)</p> <p>〔算出方法〕 貸借対照表に計上された長期延滞債権及び未収金のうち、使用料、手数料に係るものの金額の「当該年度末計上額－前年度末計上額＋前年度末計上額のうち当該年度に不納欠損処理された額」をそれぞれの決算額に加算し、発生額として計上します。</p>
分担金・負担金・寄附金	<p>分担金・負担金は、保育所保育料、児童クラブ利用者負担金など地方公共団体が特定の事業に必要な費用に充てるために、当該事業によって利益を受ける者から徴収するものであり、ここではその発生額を計上します。</p> <p>寄附金は、地方公共団体が寄附者から無償で受け取る金銭であり、寄附金は受益者負担とはいえませんが、通常は寄附者により用途が定められるため、特定の行政サービスとの対応関係があるといえます。</p> <p>〔算出方法〕 貸借対照表に計上された長期延滞債権及び未収金のうち、分担金、負担金に係るものの金額の「当該年度末計上額－前年度末計上額＋前年度末計上額のうち当該年度に不納欠損処理された額」をそれぞれの決算額に加算し、発生額として計上します。</p>
純経常行政コスト	<p>経常行政コストから、その行政サービスの対価である使用料・手数料や分担金・負担金・寄附金などの経常収益を差し引いた差額。これによりその経費と財源の差額として、一会計期間中の行政活動のうち、資産形成以外の経常的な活動について、市税収入等でまかなうべき行政コストが表されます。</p>

純資産変動計算書の用語解説

用 語	解 説
純資産	会計年度末（基準日）時点における資産と負債の差額であり、現在までの世代が負担した部分である公共資産等整備国府補助金等、公共資産等整備一般財源等、その他一般財源等及び資産を時価評価した際の評価差額部分である資産評価差額に分類されます。
純経常行政コスト	経常行政コストから、その行政サービスの対価である使用料・手数料や分担金・負担金・寄附金などの経常収益を差し引いた差額。これによりその経費と財源の差額として、一会計期間中の行政活動のうち、資産形成以外の経常的な活動について、市税収入等でまかなうべき行政コストが表されます。
一般財源	<p>財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用が可能である財源。逆に財源の用途が特定されているものを特定財源といいます。以下の「地方税」、「地方交付税」、「その他行政コスト充当財源」の項目は、「一般財源」の項目に計上されますが、これはこれらの収入が行政サービスの対価ではなく、行政コストと直接の対応関係がないためです。</p> <p>また、ここではその発生額を計上するため、収入未済額の増減と不納欠損額の調整を行う必要があります（地方交付税は除く）。</p> <p>〔算出方法〕 貸借対照表に計上された長期延滞債権及び未収金のうち、地方税またはその他行政コスト充当財源に係るものの金額の「当該年度末計上額－前年度末計上額＋前年度末計上額のうち当該年度に不納欠損処理された額」をそれぞれの決算額に加算し、発生額として計上します。</p>
地方税	地方公共団体が課税権の主体である税金（法人・個人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税、市たばこ税、軽自動車税）であり、ここでは上記の算出方法で調整した額を計上します。
地方交付税	国税五税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合を主な財源として、国から地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるように交付される地方公共団体固有の財源。
その他行政コスト充当財源	行政コスト計算書に計上される経常収益以外の地方譲与税、

	各種交付金、財産収入、諸収入など（上記の地方税、地方交付税は除く）の経常的な一般財源であり、ここでは上記の算出方法で調整した額を計上します。
補助金等受入	国や大阪府などからの補助金。上記の一般財源の各項目と同様に、行政サービスに対する対価性がないため、行政コスト計算書には計上せず、純資産変動計算書に計上します。
臨時損益	経常的でない事由に基づく臨時・巨額な純資産増減額。臨時的な損益であり、経常的な行政活動によるものとは異なるため、行政コスト計算書には計上せず、純資産変動計算書に計上します。
災害復旧事業費	災害（大雨、暴風、洪水、地震、高潮等）によって被害を受けた公共施設等を原形に復旧するためなどの経費。
公共資産除売却損益	公共資産を除売却した場合は除売却した公共資産の帳簿価額、売却した場合は公共資産の帳簿価額と売却額との差額を損益として計上します。
投資損失	投資及び出資金の時価または実質価額が、取得原価に比して著しく下落した場合（30%以上の下落）の時価または実質価額と取得原価との差額。
損失補償等引当金繰入等	第三セクター等に係る損失補償債務であって、履行額が確定していないもののうち発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものとして、当該年度に新たに引当金として積み上げた額。
科目振替	純資産変動計算書は、純資産の内訳科目ごとの増減を表しているため、純資産総額に変動がない場合でも、純資産の内訳科目間の増減がある場合は、純資産変動計算書に計上する必要があります。これにより、当該年度にどれだけの財源がどのような要因により拘束され、あるいは拘束性が解除されて将来自由に使用できる財源となったかを把握することができます。
公共資産整備への財源投入	財源として拘束されていなかった一般財源が、公共資産の整備の財源として使用される（資本的支出）ことにより、公共資産等整備一般財源等として拘束されることを表しています。
公共資産処分による財源増	公共資産の整備の財源として拘束されていた財源が、公共資産の除売却により用途の自由な一般財源として回収された（資本的収入）ことを表しています。

貸付金・出資金等への 財源投入	財源として拘束されていなかった一般財源が、貸付金、投資及び出資金、その他特定目的基金等の財源として使用される（資本的支出）ことにより、公共資産等整備一般財源等として拘束されることを表しています。また、未収金から長期延滞債権への振替額もこの項目に計上されます。
貸付金・出資金等の 回収等による財源増	貸付金、投資及び出資金、その他特定目的基金等の財源として拘束されていた財源が、その回収や繰入れにより用途の自由な一般財源として回収された（資本的収入）ことを表しています。また、長期延滞債権回収額及び不納欠損額のうち長期延滞債権に係るものもこの項目に計上されます（公共資産等整備一般財源等からマイナス控除）。
減価償却による財源増	公共資産の整備の財源として拘束されていた財源が、公共資産の減価償却（価値減少）により用途の自由な一般財源として回収された（資本的収入）ことを表しています。
地方債償還等に伴う財源振替	公共資産等整備の財源として発行された地方債が償還されることで、公共資産等整備の財源のうち地方債によってまかなわれていた部分が一般財源に置き換わることにより、公共資産等整備一般財源等として拘束されることを表しています。
資産評価替えによる変動額	売却可能資産や投資及び出資金などの資産の評価替えに伴う、当該評価対象資産の貸借対照表計上額の当該年度増減額。
無償受贈資産受入	当該年度に寄附等により無償で資産を受贈した場合における当該無償受贈資産の受贈時の評価額。なお、当該無償受贈資産の有形固定資産計上額と同額になります。
その他	上記の項目に該当しない純資産の変動があった場合、その他として計上しますが、質的または金額的に重要なものは、その内容を示す名称を付した項目として計上します。
公共資産等整備国府補助金等	住民サービスを提供するための財産を取得するに当たって、国や大阪府などから受けた補助金（他団体等の資産形成などに対する補助金に充てられた補助金は除外）であり、すでに公共資産等に投下された財源として拘束されていることを表しています。公共資産の整備（用地取得費を除く）に充てられた補助金は、有形固定資産と同様に減価償却を行います。
公共資産等整備一般財源等	住民サービスを提供するための財産を取得するに当たって、国や大阪府などから受けた補助金や発行された地方債を除いた一般財源等であり、すでに公共資産等に投下された財源として拘束されていることを表しています。

<p>その他一般財源等</p>	<p>資産の部の公共資産等以外の資産から公共資産等整備財源以外の負債を差し引いた一般財源等であり、公共資産等に投下された財源として拘束されていないことから、将来自由に使用できる財源となります。しかし、通常はマイナスとなることから、すでに将来の財源の一部が拘束されていることを表しています。</p>
<p>資産評価差額</p>	<p>資産の貸借対照表計上額と取得価額との差額。具体的には、売却可能資産や投資及び出資金などで時価評価する必要がある項目は、時価評価した後、帳簿価額と時価評価額との差額が生じます。また無償で資産を受贈した場合、取得価額はゼロのため、当該資産の評価額が受贈益として発生することから、これらの差額を計上します。</p>

資金収支計算書の用語解説

【経常的収支の部】

用 語	解 説
経常的収支の部	公共資産整備収支及び投資・財務的収支に含まれない支出と収入、すなわち日常の行政活動による資金収支の状況が表示されています。毎年度継続的に行われる経常的な行政活動に要する収支なので、この収支の黒字が少ない場合は、財政構造が硬直化しているといえます。
人件費	給料、諸手当（退職手当、賞与含む）、報酬、共済費など職員等を雇用することにより支出する経費。
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。具体的には、臨時職員等にかかる賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費等）、役務費（郵便料、電話使用料等）、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費などの経費。
社会保障給付	社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付（生活保護、こども手当の支給、高齢者や障がい者に対する援護措置など）や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助（乳幼児に対する医療費助成など）に係る経費。
補助金等	市民、法人、他の地方公共団体（財産区を除く）、国などに対して、特定の目的のために交付する無償の現金的給付に係る経費であり、ここでは公共資産等整備に係る給付や他会計に対する給付は含めません。
支払利息	地方債（借入金）、一時借入金（返済が一般会計年度内に行われるもの）に係る利息の支払額。
他会計等への 事務費等充当財源繰出支出	地方公共団体の普通会計から他会計である特別会計（公共下水道事業会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、後期高齢者医療事業会計）、公営企業会計（水道事業会計）、広域連合（くすのき広域連合）などに対する財政支援的な支出額（補助金、負担金、繰出金等の無償の支出）のうち事務費等の財源として支出された額。
その他支出	維持補修費（地方公共団体が管理する学校、道路、公園、ごみ焼却炉などの公共施設の効用を維持するために必要な補修工事請負費などの経費）などの支出額。
地方税	地方公共団体が課税権の主体である税金（法人・個人市民税、

	固定資産税、都市計画税、事業所税、市たばこ税、軽自動車税)であり、ここではその決算額を計上します。
地方交付税	国税五税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合を主な財源として、国から地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるように交付される地方公共団体固有の財源。
国府補助金等	国や大阪府などから地方公共団体に対して、各種の行政上の目的のために交付される無償の現金的給付であり、ここでは普通建設事業費、積立金、投資及び出資金、貸付金などの財源となったもの以外の額を計上します。
使用料・手数料	<p>使用料は、地方公共団体が設置または管理する公の施設や行政財産を特定の者に利用させることにより、その者が受けた受益の対価として実費負担的な意味で徴収するものをであり、ここではその決算額を計上します。(例：テニスコート・市民球場使用料、公営住宅使用料)</p> <p>手数料は、地方公共団体が特定の者のために提供する公の役務に対し、その役務の受益が特定人に限られてくることに着目して、その役務を提供するために要する経費の全部または一部を負担いただくために徴収するものであり、ここではその決算額を計上します。(例：戸籍謄抄本・住民票写、納税証明の発行手数料)</p> <p>さらに、この経常的収支の部においては、両方ともその決算額から普通建設事業費、積立金、投資及び出資金、貸付金などの財源となったものを除いた額を計上します。</p>
分担金・負担金・寄附金	<p>分担金・負担金は、保育所保育料、児童クラブ利用者負担金など地方公共団体が特定の事業に必要な費用に充てるために、当該事業によって利益を受ける者から徴収するものであり、ここではその決算額を計上します。</p> <p>寄附金は、地方公共団体が寄附者から無償で受け取る金銭です。</p> <p>さらに、この経常的収支の部においては、両方ともその決算額から普通建設事業費、積立金、投資及び出資金、貸付金などの財源となったものを除いた額を計上します。</p>
諸収入	特定の歳入のための科目ではなく、他の歳入科目に含まれない歳入をまとめた科目の総称。次のものがその歳入内容となり、ここではその決算額を計上します。①延滞金及び過料、②預金利子、③貸付金元利収入、④収益事業収入、⑤受託事

	<p>業収入、⑥雑入など。</p> <p>さらに、この経常的収支の部においては、その決算額から普通建設事業費、積立金、投資及び出資金、貸付金などの財源となったものを除いた額を計上します。</p>
地方債発行額	当該年度における地方債の新規発行額（借換債は除く）のうち、普通建設事業費、積立金、投資及び出資金、貸付金などの財源となったもの以外の額を計上します。
基金取崩額	当該年度における財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金などの取崩額のうち、普通建設事業費、積立金、投資及び出資金、貸付金などの財源となったもの以外の額を計上します。
その他収入	上記の経常的収入科目以外の歳入で、繰越金（一会計年度から次の会計年度へ持ち越しした歳入金額）を控除した額のうち、普通建設事業費、積立金、投資及び出資金、貸付金などの財源となったもの以外の額を計上します。

【公共資産整備収支の部】

公共資産整備収支の部	<p>公共資産の整備による支出とその財源である国や大阪府からの補助金、地方債の発行などによる収入が計上されており、貸借対照表の有形固定資産形成（公共事業）に伴う資金の用途とその財源の状況が表示されています。なお、本市の資産形成のために行う公共資産の整備のほか、他会計及び他団体などを通じて行った公共資産の整備に対する財源として支出した金額も含まれます。これは本市が公共資産の整備を行うか否かにかかわらず、公共資産の整備という目的で支出された金額をすべて把握するためです。</p>
公共資産整備支出	公共資産の整備（普通建設事業費）のうち、自団体の資産形成に対する支出額。
公共資産整備補助金等支出	公共資産の整備（普通建設事業費）のうち、他団体の資産形成に対する補助金に充てられた支出額。
他会計等への 建設費充当財源繰出支出	地方公共団体の普通会計から他会計である特別会計（公共下水道事業会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計）、公営企業会計（水道事業会計）、広域連合（くすのき広域連合）などに対する財政支援的な支出額（補助金、負担金、繰出金等の無償の支出）のうち、資産形成の財源として支出された額。
国府補助金等	国や大阪府などから地方公共団体に対して、各種の行政上の

	目的のために交付される無償の現金的給付であり、ここでは普通建設事業費の財源となった額を計上します。
地方債発行額	当該年度における地方債の新規発行額（借換債は除く）のうち、普通建設事業費の財源となった額を計上します。
基金取崩額	当該年度における財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金などの取崩額のうち、普通建設事業費の財源となった額を計上します。
その他収入	上記の公共資産整備収入科目以外の歳入で、普通建設事業費の財源や他会計等への建設費繰出の財源となった使用料・手数料、分担金・負担金・寄附金、財産収入、繰入金、諸収入などの決算額を計上します。

【投資・財務的収支の部】

投資・財務的収支の部	投資及び出資、貸付、基金積立、他会計等への公債費充当財源繰出、地方債の元金償還などによる支出と、その財源である国や大阪府からの補助金、貸付金元金の回収、地方債の発行、公共資産等の売却などによる収入が計上されており、投資活動や財務活動による資金の出入りの状況が表示されています。
投資及び出資金	公営企業会計（水道事業会計）などへの出資金、公益法人の定款または寄附行為に係る出えん金、民間企業の株式などであり、ここでは他会計に対して支出された額を除いたものを計上します。
貸付金	地方公共団体が地域住民の福祉増進を図るための現金の貸付額であり、ここでは他会計に対して支出された額を除いたものを計上します。
基金積立額	当該年度における財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金への積立額。また、前年度決算における歳計剰余金の処分による基金積立額も含まれます。
定額運用基金への繰出支出	生計援助資金貸付基金など特定の目的のために定額の資金を運用するために設けられた基金に対して繰り出した額。
他会計等への 公債費充当財源繰出支出	地方公共団体の普通会計から他会計である特別会計（公共下水道事業会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計）、公営企業会計（水道事業会計）、広域連合（くすのき広域連合）などに対する財政支援的な支出額（補助金、負担金、繰出金等の無償の支出）のうち、公債費の財源として支出された額。

地方債償還額	貸借対照表にある地方債の元金償還額。
長期未払金支払支出	貸借対照表にある長期未払金及び未払金の支出額。
国府補助金等	国や大阪府などから地方公共団体に対して、各種の行政上の目的のために交付される無償の現金的給付であり、ここでは積立金、投資及び出資金、貸付金、地方債の償還元金などの財源となった額を計上します。
貸付金回収額	貸借対照表にある貸付金の回収元金額。
基金取崩額	当該年度における財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金などの取崩額のうち、積立金、投資及び出資金、貸付金、地方債の償還元金などの財源となった額を計上します。
地方債発行額	当該年度における地方債の新規発行額（借換債は除く）のうち、積立金、投資及び出資金、貸付金、地方債の償還元金などの財源となった額を計上します。
公共資産等売却収入	貸借対照表にある公共資産などの売却による収入額。
その他収入	上記の投資・財務的収入科目以外の歳入で、積立金、投資及び出資金、貸付金、地方債の償還元金などの財源となった使用料・手数料、分担金・負担金・寄附金、財産収入、繰入金、諸収入などの決算額を計上します。

翌年度繰上充用金増減額	貸借対照表における「短期借入金（翌年度繰上充用金）」の当該年度における対前年度増減額。
当年度歳計現金増減額	経常的収支の部、公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部の「収支額」の合計と上記の翌年度繰上充用金増減額を加算した額であり、期末歳計現金残高と期首歳計現金残高の差引額と一致します。
期首歳計現金残高	前年度の歳入と歳出の差引額（年度末の繰越残高）で、前年度貸借対照表における「歳計現金」と対応します。
期末歳計現金残高	当該年度の歳入と歳出の差引額（年度末の繰越残高）で、当該年度貸借対照表における「歳計現金」と対応します。

【一時借入金に関する情報】

一時借入金	地方公共団体が一会計年度内において歳計現金が不足した場合に、その支払資金の不足を補うために借り入れるもので、その返済も一会計年度内に行われるもの。
一時借入金の借入限度額	当該年度の予算により定められた、一時借入金の借入最高額。
一時借入金利子	一時借入金の借入に伴う利子の支払額。

【基礎的財政収支（プライマリーバランス）に関する情報】

基礎的財政収支 （プライマリーバランス）	収入総額から地方債発行収入と年度間の財源調整機能を果たす財政調整基金等の取崩額を除いた収入と、支出総額から地方債の元利償還額と財政調整基金等の積立額を除いた支出のバランスをみるものです。つまり、地方債や財政調整基金等による収支は別として、市税収入などの本来の収入で、行政サービスを実施するための支出がまかなわれているかどうかを表します。プライマリーバランスが赤字の場合、将来の世代に負担を先送りすることになります。
収入総額	経常的収支の部、公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部の「収入合計」の合計。
地方債発行額	経常的収支の部、公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部の「地方債発行額」の合計。
財政調整基金等取崩額	財政調整基金と減債基金の取崩額。
支出総額	経常的収支の部、公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部の「支出合計」の合計。
地方債元利償還額	地方債の元金の償還額と利子の支払額。
財政調整基金等積立額	財政調整基金と減債基金の積立額。